

(寄稿)

## 個人病医院から医療法人への組織変更

### < 要約 >

厚生労働省医療施設調査によると、近年では、個人開設者数が減り、医療法人数が増加しています。この要因の一つとしては個人病医院から医療法人への組織変更が進んでいることが考えられます。

個人病医院を運営されているドクターの中には、病医院経営が順調に発展すると、税負担問題や新しい事業展開を視野に入れるようになり、医療法人への組織変更を検討される方が増えてきます。

医療法人への組織変更を考えるにあたって、最初に検討すべき事項は、自院の現状に照らし、メリット・デメリットを整理することです。

個人病医院で所得が一定水準以上ある場合には医療法人へ組織変更することで、税務上のメリットを享受することが可能な場合がありますが、その一方で、個人の可処分所得が減少するなどのデメリットが生じる場合もあります。

また、第5次医療法改正により、医療法人制度が大きく変わったことも認識しておく必要があります。

医療法人の非営利性を強化する観点から、平成19年4月1日以後設立される社団医療法人について出資持分という概念がなくなりました。

そのため、今後設立できる社団医療法人は持分のない社団医療法人である、「拋出型医療法人」と「基金拋出型医療法人」の二つの形態となります。

最後に、医療法人設立時の課税関係についても注意が必要です。設立する法人の形態や拋出する財産の種類によって課税関係が変わるため、課税関係を考慮せず医療法人化すると、医療法人や設立者個人に思わぬ課税が生じる場合があります。

本稿では、上記の視点にそって個人病医院から医療法人への組織変更にあたって検討すべき事項を整理致します。

2010年1月26日

Healthcare note

(No. 10-02)

寄稿者名：  
税理士法人  
山田&パートナーズ  
上田 峰久

編集主幹  
野村ヘルスケア・  
サポート&アドバイザー  
市川 剛志

野村證券株式会社  
法人企画部